

文書提出命令申立書

原告 シャムスリ外8396名、WALHI
被告 国 外3名

上記当事者間の御庁平成14年(ワ)第19276号、平成15年(ワ)第6732号、平成16年(ワ)第104号各事件について、原告らは下記のとおり文書提出命令の申立をする。

2004年7月30日

東京地方裁判所第49民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	浅	野	史	生
弁護士	大	口	昭	彦
弁護士	奥	村	秀	二
弁護士	籠	橋	隆	明
弁護士	河	村	健	夫
弁護士	小	島	延	夫
弁護士	沙	々	木	睦
弁護士	島	村	美	樹
弁護士	松	浦	由	加子
弁護士	古	川		美
弁護士	幸	長	裕	美

(なお、申立書の表記については、本件申し立てが平成14年(ワ)第19276号、平成15年(ワ)第6732号事件に関連してなされていることから、当該事件の表記に従い、「原告ら」「被告東電設計」との表記を使用する)

第1 文書の表示、趣旨、所持者及び証すべき事実

【文書の表示】

- 1 本件ダム建設に関する「詳細設計書(いわゆるD/D)」
- 2 被告東電設計とインドネシア国営電力公社(PLN)との間の詳細設計(いわゆるD/D)に関する「受注契約書」
- 3 被告東電設計とインドネシア国営電力公社(PLN)との間のダム建設監理に関する「受注契約書」
- 4 被告東電設計からインドネシア国営電力公社(PLN)にし、事業完成に至るまで3ヶ月ごとに提出されていた「進捗状況報告書」
- 5 被告東電設計からインドネシア国営電力公社(PLN)に対し提出された「プロジェクト完成報告書」

【文書の趣旨】

- 1 (詳細設計書)
本件コトパンジャンダムは、F/S → D/D → 本体工事 という流れで建設が行われ、そのいずれについてもコンサルタント契約部分を被告東電設計が受注している。なかでも詳細設計(D/D)は、それに基づいて現実にダム建設が進行してゆく基礎となる重要文書であり、計画全体の青写真であるF/Sと比べて、本件のごとく苛烈な住民被害を生む欠陥ダム建設に直接関わる書面である。
- 2 (D/Dに関する受注契約書)
D/Dに関しては、詳細設計本体とは別個に、D/Dに関する受注契約書が存在している。かかる受注契約書を検討することにより、D/Dの範囲及び被告東電設計がダム設計段階で果たすべき義務の内容が明らかとなるから、受注契約書はD/D本体と並んで重要な文書である。
- 3 (ダム建設監理に関する受注契約書)
被告東電設計は、D/Dの受注と作成に引き続いて、ダム建設本体に関するコンサルタント業務についても受注に成功し、監理に従事した。ダム建設及び監理に関する受注契約書は、その内容を検討することにより、被告

東電設計が工事実施段階で負っていた義務が明らかとなる重要文書である。

4 (進捗状況報告書)

被告東電設計は、本件ダム建設において、工事完成に至るまで3ヶ月ごと(4半期ごと)にPLNへ進捗状況を報告することになっていた。かかる進捗状況報告書は、被告東電設計がダム工事実施段階で現地の自然環境・住民の補償状況・住民の移転状況などにつきどのような認識を有していたのかが明らかとなる書面であるから、被告東電設計の義務の内容を考察する上で必要不可欠な文書である。

5 (プロジェクト完成報告書)

被告東電設計は、本件ダム建設完了後、プロジェクト完成報告書を作成し、提出している。かかる完成報告書は、当然ながら被告東電設計が受注した監理業務についての事後評価を行うものであるから、被告東電設計の負う義務の範囲を明らかにすると共に、記載内容を検討することによって被告東電設計の義務違反の有無が明らかとなる重要文書である。

【所持者】

いずれも被告東電設計。

(ただし、4及び5の書面についてはPLNを経て、あるいは直接に被告JBICも所持するに至っていると思慮される)

【証すべき事実】

ア 本件借款契約において、①事業対象地に生育するすべての象を適切な保護区に移転すること、②事業により影響を受ける世帯の生活水準は移転以前と同等かそれ以上のものが確保されること、③事業により影響を受ける世帯から、移転合意及び補償合意は、公正かつ平等な手続きによって各世帯から個別に取りつけられることという3条件が規定されていること。

イ 本件借款契約において、上記3条件の履行確保のために、

a コンサルタント契約に OECF が同意するにあたり、最初に水没する地区の住民について、移転同意及び補償合意手続きが終了し、移転地が利用できる状況になっていること

b ダム建設工事のための資機材や役務の調達契約締結に OECF が同意し借款を実行するにあたり、移転に対する住民の同意及び補償基準に対する住民の同意がそれぞれになされ、移転問題が解決していること

- c ダムの貯水開始にあたり以下の条件が満たされていること
 - (a) 住民移転が完了していること
 - (b) 移転地において、移転した住民に対し、移転以前と同等かそれ以上の生活水準が確保されていること
- d 事業が完成するまで、3ヶ月ごとに進捗状況報告書及び環境モニタリング報告書を OECF に提出すること
という特約条項が付されていること。
- ウ 上記3条件及びその履行確保のための特約によって、被告東電設計は、本件プロジェクト現地住民の利益のために、本件プロジェクトが現地住民の権利を不当に侵害しないよう、現地住民に生活水準の低下をもたらす要因がないかどうか、移転同意及び補償同意が公正かつ平等な手続きによって各世帯から個別に取りつけられているかどうかを注意して確認する義務を負担したこと。
- エ 本件プロジェクトの実行段階において、被告東電設計は、特約条項に従って、3ヶ月ごとに進捗状況報告書及び環境モニタリング報告書を作成提出すること、そのために、住民移転同意及び補償合意手続の進行状況や移転地の状況等を調査し、3条件及び特約条項に記載されている条件を満たしているかどうかを判断し、条件を満たしていない場合には PLN 及び OECF に対して条件を満たすように勧告する義務を負担したこと。

第2 文書提出命令の原因

1 民事訴訟法220条3号前段

(1) 結論

「討議の記録」及び借款契約は、いずれもその規定内容には原告らの利益のために作成された条項が存し、同号が定める利益文書に当たる。少なくとも3条件に関する規定は、原告らの利益のために作成された文書である。

したがって被告東電設計は、提出を求めている文書の提出義務を負う。

(2) 利益文書の意義について

同号前段にいう利益文書とは、「直接または間接に、挙証者の法的地位や権利関係を明確にするため作成された文書と解すべきであり、このうち、当該文書の所持者又は挙証者以外の第三者が専ら自己の利益のために作成した内部文書は除外されるが、それ以外であれば、挙証者の利益のみに資する文書のみならず、挙証者と文書所持者との間の共通の利益に関する文書をも包含すると解するのが相当である。そして、作成目的については、

文書作成時における作成者の主観的な意図のみならず、当該文書作成の経緯、記載内容、文書作成義務の有無、当該文書作成を要求する法令の制度趣旨等の諸要素を総合して客観的に判断すべきである」(大阪高裁平成4年6月11日決定、原審大阪地裁平成4年3月9日決定)と解されている。

そこで、以下において、上記文書が、その規定内容、3条件が付された経緯から利益文書に当たることを述べる。

(3) 利益文書該当性

被告東電設計は、F/S というダム建設の計画初期段階、D/D という計画の具体化段階、建設監理という計画の遂行段階の全てにおいて、コンサルティング業務を受注している。

ところで、一般的に見てもダム建設はその水没地域の住民にとって従来からの自然環境を失い、財産を失い、生活環境が激変することを意味するから、移転地の状況や補償の程度などにつき、重大な関心を寄せざるを得ない地位に置かれる。ましてや本件コトパンジャンダムプロジェクトのように、いわゆる融資3条件が付され、自然環境保全・移転同意・補償水準について円借款供与の条件とされている事例においてはなおのこと、当該事項の内容如何によって水没地の住民の法的地位は大きく影響を受ける。

そして、被告東電設計が受注契約の締結により受注に成功し、現実に作成された詳細設計 D/D は、それによりダムの規模・湛水水位・水没地域の範囲などが決定され、影響を受ける自然環境の範囲程度、移転が必要な集落及び農地の範囲面積、補償が必要な財産の範囲などが決定されるという性質を有する。したがって、これらの書面は水没地住民たる原告らの法的地位を直接に規定する性質を有する書面であるから、利益文書に当たる。

また、被告東電設計は、ダム建設工事の監理につきコンサルティング業務を受注している。被告東電設計は工事の進捗過程において、本来予定されていた事態を逸脱するような事態を発見した際には、建設管理受注契約書に規定されている進捗状況報告書の作成業務などを通じて、PLN や工事本体を担当している建設会社、借款の供与者である被告 JBIC などに対して注意を喚起し、警告を発するなどの行為をなさなければならない(このような義務は、プロジェクト完成報告書などの作成によって、事後的に行うことも求められている)。本件ダム建設は、上述した融資3条件が付されていることから、ダム建設監理受注契約書に融資3条件の履行チェックの項目が設けられており、被告東電設計がチェックを誠実に行っていけば、本件ダム建設による過酷な住民被害は発生しなかったのである。このように、ダム建設監理に関する受注契約書は、まさに原告ら水没地域の住民の財産・生活環境といった法的地位に直結する書面であり、進捗状況報告書やプロジェクト完成報告書などの報告書類は、被告東電設計がその義務をきちんと果たしていたかどうかに関わる書面であるから、これまた原告ら水没地域の住民の財産・生活環境といった法的地位に直結する書面である。

2 民事訴訟法220条4号

(1) 結論

本件申し立てにおいて提出を求めている各文書は、いずれも同条項に定める除外事由に該当せず、一般的提出義務がある。

(2) 除外事由がないこと

被告東電設計は、原告らが平成16年3月5日付で行った当事者照会に対する回答において「民事訴訟法197条1項第3号により証言を拒絶できる事項に該当する」旨述べて、本件申し立てにかかる文書らの開示を拒否した。

そもそも上記回答は、いかなる理由に基づいて「民事訴訟法197条1項第3号により証言を拒絶できる事項に該当する」のかまったく明らかにしておらず、具体的な指摘を欠いている。

なお、被告東電設計の第7準備書面において「D/Dが一般に開示されていないのは、保安上の理由に基づくもの」と述べていることからすれば（同準備書面3頁）、被告東電設計は「保安上の理由」により文書提出義務が免除されると主張しているようにも思われるが、当然ながら「保安上の理由」なるものは文書提出命令をぬがれる除外事由ではない。

現行法における文書提出命令の規定は、集団訴訟などの現代型訴訟に対応すべく、従来個別的に規定されていた提出義務について一般的な提出義務にこれを改めた点に重要な意義がある。被告東電設計が「保安上の理由」なる理由で文書の提出義務を免れると考えているのだとしたら、文書提出命令の意義をまったく無視する暴論といわざるを得ない。

以上より、民事訴訟法220条4号に関し、文書提出の除外事由は存在しない。

第3 文書提出の必要性

原告らが提出を求めている上記各文書は、いずれも原告らの請求を基礎付ける基本文書であり、証拠として取り調べる必要性は非常に高い。

1 被告東電設計の義務違反を基礎付ける基本文書である

本件コトパンジャンダムは、F/S → D/D → 本体工事 という流れで建設が行われ、そのいずれについてもコンサルタント契約部分を被告東電設計が受注している。被告東電設計は、本件ダム建設に関していわゆる融資3条件が付されていることを熟知していた。そして、融資3条件は具体化され、ローンアグリーメントの特別条項として

a コンサルタント契約に OECF が同意するにあたり、最初に水没す

る地区の住民について、移転同意及び補償合意手続が終了し、移転地が利用できる状況になっていること

b ダム建設工事のための資機材や役務の調達契約締結に OECF が同意し借款を実行するにあたり、移転に対する住民の同意及び補償基準に対する住民の同意がそれぞれになされ、移転問題が解決していること

c ダムの貯水開始にあたり以下の条件が満たされていること

(a) 住民移転が完了していること

(b) 移転地において、移転した住民に対し、移転以前と同等かそれ以上の生活水準が確保されていること

d 事業が完成するまで、3ヶ月ごとに進捗状況報告書及び環境モニタリング報告書を OECF に提出すること

といった条項が付されるに至っている。

したがって、被告東電設計が受注したコンサルティング契約は、少なくとも工事監理部分については上記特別条項を踏まえた内容となっているはずである（仮に、上記特別条項を踏まえていない条件を被告東電設計が提示したならば、被告東電設計はコンサルティング契約を受注できなかったはずである）。

とするならば、被告東電設計に関するコンサルティング受注契約書類の内容を確定し、被告東電設計が提出した報告書類の内容を照らし合わせれば、おのずと被告東電設計の義務違反の事実が判明することとなる。

その意味で、提出を求める各文書は原告の請求を基礎付ける基本文書である。

2 被告東電設計の主張の虚偽性を明らかにする文書である

被告東電設計は、その第7準備書面において、原告らが被告東電設計が負う義務として指摘した

- ① 融資3条件が適切に履行されているかどうかをチェックし、その履行の進捗状況の報告を被告 JBIC に提出しなければならなかった
- ② 被告 JBIC への報告書の提出は四半期ごとに行うことが求められていた
- ③ 本件ダム建設後においても、一定の期間が経過するまでは、必ず融資3条件の内容が維持されているかどうかについてチェックし、同様に被告 JBIC に報告しなければならなかった

との義務について「いずれの義務も負っていない」と認否した。

しかし、かかる被告東電設計の認否は、虚偽である可能性が高い。

事実は提出を求める各文書を検討すれば明らかとなる訳であるが、提出を求めた文書以外からも被告東電設計の上記主張が虚偽である可能性を支持するものがある。

原告が提出した甲 B35号証 (SAPS) の第2章 (2・3・1 土地収用) には、次のとおりの記載がある (翻訳部分を摘示する)。

プロジェクト完成報告書 (PCR) によれば、補償金支払いの進捗は、以下のようにまとめられている。・・・さらに、PCR では、湛水完了後、何人かの所有者が PLN に対してタンジュン、グヌンブンス、タンジュンパウ、タンジュンバリで貯水池によって孤立した地域と水没しなかったその他の地域への補償要求を行った。

この記載から判明することは、プロジェクト完成報告書 (PCR) なる文書が作成されていたこと、その文書において補償金支払いに関する項目が立てられていることである。

プロジェクト完成報告書 (PCR) なる文書を作成する可能性のある者は、ダム建設についてのコンサルティング契約を受注した被告東電設計を置いてほかにない。そして、当該報告書において融資3条件の1内容である補償の進捗状況について報告がなされていることは動かしがたい事実なのである。

したがって、提出を求める各文書は被告東電設計の主張が虚偽か否かを判断する重要な文書である。

3 被告東電設計の主張に対する反論

被告東電設計は、D/D に関しては「保安上の理由」により開示しないとの主張を行っているため、以下反論を加える。

(1) 「保安上の理由」の抽象性

そもそも、被告東電設計が主張する「保安上の理由」とは具体的に何を意味するのか不明であり、単なる抽象論でしかない。

被告東電設計は、本件コトパンジャンダム発電室その他の構造を明らかにすることによって破壊活動などの「保安上」由々しき事態が生じるといった事態を想定しているのであろうか。

しかしながら、本件コトパンジャンダムにおいては、発電所の管理者の許可があれば誰でも自由に発電所内を見学できる扱いとなっており、しかも、見学場所は発電所の制御室、発電機本体 (タービン部分を含む) など多岐にわたり、到底「保安上」秘匿を要する扱いにはなっていない。

したがって D/D を提出したからといって「保安上」の問題はまったく生じないといえる。

(2) 原告らが求めている情報は「保安上」に関する事項ではない

仮に、万が一、D/D に「保安上」の理由が含まれていたならば、当該保安上の理由に該当する部分を除外して提出を行えば済むことである。原告らは、提出を求めている各文書にはいわゆる融資3条件を具体化した部分や融資3条件の履行をチェックしている部分があるとして、提出を求めているのである。融資3条件、例えば補償状況の進捗についての記載部分が「保安上」の問題を生じる可能性は一切ない。

したがって、被告東電設計が主張するような「保安上」に関わる部分があったとしても、それを除外して提出すればよいだけである。

(3) 他の例で D/D は公開されている

他の ODA 案件において D/D は公開されている。

別紙は被告 JICA の図書館検索にて「詳細設計」で検索した結果であるが、それによれば開示された詳細設計が相当数存在することがわかる。

しかも、公開されている D/D は、火力発電所や橋梁建設などを含んでおり、本件コトパンジャンダム建設と比べて格別「保安上」の重要性には差がないと思われる事例である。

このように、現実に D/D が公開されているのであるから、被告東電設計が提出を拒む理由としてあげる「保安上の理由」なるものは存在しないことが明らかである。

第4 まとめ

以上より、被告東電設計が所持する上記各文書は、原告らの請求を基礎付ける基本文書であり、被告東電設計の主張の虚偽性を明らかにする文書であり、きわめて重要な文書である。そのため当該文書を提出の上その内容を検討吟味することがどうしても必要な文書である。

そのうえ、類似の案件において公開されている文書であることや、すでに証拠として提出した文書において一部引用されている文書であることから、提出により弊害が生じる可能性は認められない。

したがって、被告東電設計は当該文書を提出する義務を有するから、恩寵において当該文書の提出を被告東電設計に対し命じるように求める私大である。

目録検索結果一覧

[[検索TOPページ](#) | [TOPページ](#)]

NII検索 検索条件 一致度 和洋区分 図 書 雑 誌
 NII検索 キーワード=詳細設計 80 全資料 13件 0件

タイトル

絞込み検索

▼図書一覧

ページ: 1 / ヒット: 13件

閲覧票出力 ページ内全件選択 ページ内全件解除
 No 書誌事項

- 1 [スリ・ランカ民主社会主義共和国 大コロンボ圏外郭環状道路詳細設計事前調査\(S/W協議\)報告書. -- 国際協力事業団, 2001.](#)
- 2 [エル・サルヴァドル国 ラ・ウニオン県港湾再活性化計画連携詳細設計調査事前調査報告書. -- 国際協力事業団, 2001.](#)
- 3 [鉱工業プロジェクト形成基礎調査\(ウズベキスタン共和国 タシケント火力発電所近代化事業連携D/D\): ウズベキスタン共和国 タシケント火力発電所近代化事業詳細設計調査\(予備調査\): 調査報告書. -- 国際協力事業団鉱工業開発調査部, 2002.](#)
- 4 [アフリカ開発銀行モーリシャス国モーリシャス国道路建設計画詳細設計\(ポーバッサン-ポートルイス・リンクロード\)テクニカルサポーティングレポート. -- 国際協力事業団, 1980.](#)
- 5 [ビルマ国 ツワナ橋梁建設計画詳細設計報告書. -- 国際協力事業団, 1980.](#)
- 6 [パキスタン国バンデルカシム港湾建設計画詳細設計調査団出張報告書. -- 海外技術協力事業団, 1974.](#)
- 7 [パキスタン国バンデルカシム港湾建設計画詳細設計調査国内作業報告書; その1. -- 海外技術協力事業団, 1974.](#)
- 8 [パキスタン国バンデルカシム港湾建設計画詳細設計調査国内作業報告書; その3. -- 海外技術協力事業団, 1974.](#)
- 9 [パキスタン国バンデルカシム港湾建設計画詳細設計調査国内作業報告書; その2. -- 海外技術協力事業団, 1974.](#)
- 10 [中華人民共和国徳興銅鉱山鉱廃水処理計画詳細設計調査予備・事前調査報告書. -- 国際協力事業団鉱工業開発調査部, 1996.](#)

- 11 [中華人民共和国 徳興銅鉱山鉱廃水処理計画詳細設計調査最終報告書. -- 国際協力事業団: 中国徳興銅鉱山鉱廃水処理計画詳細設計調査共同企業体, 1998.](#)
- 12 [中華人民共和国 徳興銅鉱山鉱廃水処理計画詳細設計調査最終報告書 要約版. -- 国際協力事業団: 中国徳興銅鉱山鉱廃水処理計画詳細設計調査共同企業体, 1998.](#)
- 13 [中華人民共和国 徳興銅鉱山鉱廃水処理計画詳細設計調査 設計図書. -- 国際協力事業団: 中国徳興銅鉱山鉱廃水処理計画詳細設計調査共同企業体, 1998.](#)

図書一覧 [1]

ページ: 1 / ヒット: 13件

▼雑誌タイトル一覧

ページ: -- / ヒット: 0件

このページのデータはありません。

雑誌タイトル一覧 [1]

ページ: -- / ヒット: 0件

[[検索TOPページ](#) | [TOPページ](#)]